

○ 農業協同組合法第十条第六項第八号等の規定に基づく農業協同組合法第十条第六項第八号に規定する主務大臣の定める者等を定める件（平成十八年金融庁・農林水産省告示第九号）

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
第一条 農業協同組合法（以下「法」という。）第十条第六項第八号の主務大臣が定める者は、次に掲げる者とする。 一 法第十条第六項第八号に掲げる業務を行う組合が農業協同組合である場合 「イヽリ 略」	第一条 「同上」 一 「同上」
又 電子決済手段等取引業者（資金決済に関する法律第二条第十 二項に規定する電子決済手段等取引業者（同法第六十二条の八 第二項の規定により電子決済手段等取引業者とみなされる発行 者（同条第一項に規定する発行者をいう。）を含む。）をいう 。） ルヽヰ 「略」	「イヽリ 同上」 〔号の細分を加える。〕
第二条 法第十条第六項第八号の主務大臣が定めるものは、次に掲げるものとする。 「一ヽ三 略」	第二条 「同上」 「一ヽ三 同上」 〔号を加える。〕
三の二 前条第一号又に掲げる者の電子決済手段関連業務（資金決	

済に関する法律第二条第十一項に規定する電子決済手段関連業務（同条第十項に規定する電子決済手段の管理に係る業務を除く。）をいう。）の媒介

〔四五六 略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

〔四五六 同上〕